

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 申請書類一覧

No.	申請書類	備考	根拠規定等
1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書及び別紙	セーフティネット住宅情報提供システムに情報を入力して作成してください。	規則第7条
2	別添1 役員名簿	申請者が法人の場合	
3	別添2 役員名簿	申請者が未成年である場合で、法定代理人が法人の場合	
4	別添3 住宅の規模並びに構造及び設備等		
5	別添4 住宅の規模並びに構造及び設備等（共同居住型賃貸住宅用）	共同居住用住宅（いわゆるシェアハウス）の場合	
6	別添5 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲等		
登録申請書に添付する書類			
7	間取図	住宅の規模及び設備の概要を表示したもの	規則第10条第1号
8	申請者が欠格要件に該当しないこと等の誓約書		規則第10条第2号 規則第10条第4号 規則第10条第6号
9	法定代理人が欠格要件に該当しないこと等の誓約書	申請者が未成年者の場合	規則第10条第3号 規則第10条第4号 規則第10条第6号
耐震性に係る以下の書類のいずれか ※2			
10	建築士が行った耐震診断の結果についての報告書	写しを提出してください。	規則第10条第5号イ
11	建設住宅性能評価書	写しを提出してください。	規則第10条第5号ロ
12	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号に規定する保険契約が締結されていることを証する書類	写しを提出してください。	規則第10条第5号ハ
13	昭和56年6月1日以降に着工したことが確認できる建築確認台帳記載事項証明書等	写しを提出してください。	
14	上記のほか、住宅の耐震性に関する書類	添付する場合は、事前に登録受付窓口にご相談ください。	規則第10条第5号ニ

※1 宅地建物取引業の免許書番号、住宅宿泊管理業の登録番号又は賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号のいずれかを記載した場合、別添1及び2の全ての事項の記載が省略できます。

※2 新耐震の建物（昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したもの）でない場合、提出が必要です。申請書に竣工年月のみ記載する場合において、建物が以下のいずれかに該当するときは、新耐震の建物として取り扱います。

- ・ 1～3階建てで昭和57年6月以降に竣工
- ・ 4～9階建てで昭和58年6月以降に竣工
- ・ 10～20階建てで昭和60年6月以降に竣工